

令和 7 年涌谷町議会定例会 6 月会議（第 2 日）

令和 7 年 6 月 1 9 日（木曜日）

議 事 日 程（第 2 号）

1. 開 議

1. 一般質問

1. 報告第 2 号 専決処分の報告について（涌谷町町税条例の一部を改正する条例）

1. 報告第 3 号 専決処分の報告について（涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

1. 報告第 4 号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1. 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 6 年度涌谷町一般会計補正予算（第 1 0 号））

1. 報告第 6 号 専決処分の報告について（令和 6 年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号））

1. 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 6 年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号））

1. 報告第 8 号 専決処分の報告について（令和 6 年度涌谷町水道事業会計補正予算（第 4 号））

1. 報告第 9 号 専決処分の報告について（令和 6 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号））

1. 報告第 1 0 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度涌谷町一般会計予算）

1. 報告第 1 1 号 繰越計算書について（令和 6 年度涌谷町下水道事業会計予算）

1. 議案第 5 0 号 涌谷町交通安全条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5 1 号 町立学校設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5 2 号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5 3 号 財産の取得について

1. 議案第 5 4 号 町道の路線認定について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1 番	一 條 裕太郎 君	2 番	二 上 光 子 君
3 番	黒 澤 朗 君	4 番	佐々木 敏 雄 君
5 番	佐々木 みさ子 君	6 番	稲 葉 定 君
7 番	只 野 順 君	8 番	後 藤 洋 一 君
9 番	伊 藤 雅 一 君	10 番	杉 浦 謙 一 君
11 番	門 田 善 則 君	12 番	竹 中 弘 光 君
13 番	大 泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 稔 雄 君	副 町 長	大 崎 俊 一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内 藤 亮 君	企画財政課 課長補佐	森 太 秀 君
税 務 課 長	木 村 治 君	町民生活課 参事兼課長	今 野 優 子 君
町民医療福祉 センター長	前 沢 政 次 君	福祉課参事兼課長	鈴 木 久美子 君
子育て支援課長	佐 藤 明 美 君	健 康 課 長	徳 山 裕 行 君
総務管理課 参事兼課長	紺 野 哲 君	産業振興課長	三 浦 靖 幸 君
建 設 課 長	岩 渕 明 君	上下水道課長	阿 部 雅 裕 君
会計管理者兼会計課長	久 道 正 恵 君	農業委員会会長	日 野 善 勝 君
農業委員会事務局長	荒 木 達 也 君	教育委員会教育長	柴 有 司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	宮 まどか 君	生涯学習課長	福 山 宗 志 君
代表監査委員	城 口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

11番門田善則君、登壇願います。

〔11番 門田善則君登壇〕

○11番（門田善則君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可が下りましたので、これから私の一般質問をさせていただきます。

その前に、先日、新聞を見ましたら、大崎タイムスでありましたけれども、涌谷町の死亡事故2000日達成ということで褒状を頂いたという記事を見ました。これは私も町民の一人として大変喜ばしいことだなというふうに思っております。町民の代表である議員としても、これからますます継続していただくことを心から願うものであります。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

私の一般質問は簡単明瞭でありまして、私の住んでいる、また町長も住んでいる簗岳地区の今後についてということで一般質問をさせていただきたいと思っております。

簗岳地区は、過去に昭和30年の合併前は4,000人以上の人口があつて、今は2,700人ということで、それから時代も変わっていますからそういった形になっております。

また、簗岳地区は米どころでありまして、涌谷町の田んぼの面積といいますか、耕作面積といいますか、この間、涌谷町地域計画でも発表になっておりますけれども、相当の面積が、涌谷町のもう3分の2を占めるような状況で耕作地があるという地域でもございます。

そういった中で、全体では簗岳地区におきましては1,536ヘクタールということで、西地区は654ヘクタール、東地区は454ヘクタールということで、かなりの面積が簗岳にある。町長は常に涌谷町の基幹産業は農業である

というふうにいつも申されておりますが、私もこのことを踏まえればそうなのかなというふうに考えるところ
であります。

そういった中でこの簗岳地区は、今、中学校はなくなる、幼稚園も今後、なくなる、そしてまた、簗岳農協と
いう過去にない、宮城県内では米の産出量を指で言えば3本の指、宮城県内で3本の指に入る出荷量を誇った
農協もなくなってしまう。もう驚くこと、皆さんご存じだと思いますけれども、簗岳農協の米の出荷は、正直
農林水産省の米検査員が常駐する、そういう執行所もあったわけです。それだけ多くの米を搬出した農協、簗
岳地区であったなということでもあります。

そういった状況の中で、今、何もかもなくなるような簗岳地区になっているのではないかと。今後は5年後、
10年後が大変心配されます。ですから、そのことを踏まえて今回、私の一般質問は、簗岳地区の今後について
問うという中で、(1)人口減少をどう食い止めていくのか。(2)として、農家の担い手不足をどうするのか、
そしてまた、地区のコミュニティーをどう解決していくのか、そういったことについて、聞いていただいきた
いというふうに思いますので、町長のご所見をいただければと思います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。どうぞ、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいま、簗岳地区の今後についてということで3点ご質問いただきましたけれども、私の質問は非常にシン
プルだと、シンプルなほど答弁が難しいと、私の経験上はそうように思っております。

昨日も申し上げましたが、簗岳地区は、この農業の町である涌谷町におきましても、特に農業を基本とする水
田稲作を中心とした農業地帯でございます。そこに昨日も様々、ご心配いただいておりますけれども、いわゆ
る機械化することによって人手がすぐ要らなくなる。人手が要らなくなると人口が減る。農業をしっかりと守
ることは、農村地域が衰退するということにも反比例するようなことでございますので、ここを何とかしなけ
ればならないということで、この議会もそうでしたが、特に町長になってから6年間、悩みの種でございます。

そういったようなことから、様々この後、ご議論いただきますけれども、やはり土日あるいは夜間だけでも人
がいるような形というのは、やはり雇用の場を確保しながらそういったような商工業、あるいは流通産業、情
報産業、様々な方たちにも住んでいただけるような雇用の場があって、そして、農業を頑張っておられる方々
とうまくマッチングさせていただきながら人口を保ってにぎわいを保つと、そのようなイメージを持ってお
りますけれども、なかなかそのように左右と整わない状況でございます。

要旨1点目の人口減少問題に関して申し上げますけれども、簗岳地区に限らず、町全体の課題でもございます。
また、人口減少は、県全体あるいは日本全体の課題でもございます。日本全体が人口減少社会に突入した以上
は、これを食い止めるというのはなかなか容易ではございませんけれども、町としては、現在、取り組むべき
内容、手法としましては、今現在の町民の方々の満足度をどうかして向上させること。町民の方々が新たな
取組、事業を起こす際には、積極的に行政だけでなく町民一体となって支援していく風土をつくることが大事
と捉えております。そのような風土が醸成されてくれば、生活しやすさを求める方々や涌谷で新しいことにチ
ャレンジしてみたいという方々に注目をいただき、この方たちを受け入れることで移住定住に少しでもつなが
り、そして、人口減少に対応できるものと考えております。ぜひ町民の皆様にも新しいことにチャレンジしや

すい風土の醸成と魅力の発信にご協力を賜りますれば、ありがたいなと思っております。

農家の担い手不足をどうするかというご質問でございます。

担い手不足は、箕岳地区の問題ではなく、全国全ての市町村に課せられた問題でございます。やはり国策として水田政策を誘導してきたのは国でございます。結果として様々な問題が露呈してきているため、町としても、国に訴えるべきは訴えていかなければならないと考えております。

昨日、稲葉議員にもお答え申し上げましたが、担い手を確保するには、継続できる所得確保が最優先でございます。米でありますと、1年に1回しか収入がございます。今の若い人たちは、若い人たちに限りませんが、福利厚生がしっかりしていて毎月給料がもらえる仕事を選ぶというのが優先されると思っております。ですから、給料体系をしっかりと担保するには、米以外の収入を確保するため、麦、大豆、園芸作物、畜産を推進してまいりました。しかし、全てにおいて成功しているとは限らず、結果、後継者が後を継がないという現象が起きてございます。農業は自然を相手にしている職業でございますので、毎年、決まった所得を確保するのは大変難しいものがございます。農業を生業にするならば、本気度の高い取組が求められることになってまいります。

そういったことから、町としては生産組織を法人化し、雇用を確保し、若者が毎月給料をもらえ、社会保険に加入できる体制整備を推進してまいりました。あとは働く本人のやる気にかけるしかないと考えております。非常に自然相手に厳しい職業で、不安定な職業でもございますが、ただ、自分の経験から、それをしっかりと受けてしっかりとした収入を確保している方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々にもご協力をいただきながら、やはり若い人たちにチャンスを与え続けていければと、そのように考えております。

そういったようなことから、まずは米価の動向は不透明でありますけれども、こういったようなことは関係機関と協力して新規就農支援事業や有効な事業を活用しながら、農家の減少に歯止めをかけていきたいと思っております。何とかして所得を確保して、その所得確保を力として担い手の方々が、まずは就農していただいて頑張ってくださいたいと思っております。

3点目の質問でございますが、地区のコミュニティーをどう守るかということでございますけれども、地区のコミュニティーにつきましては、自治会がやはり大きな役割を担っているものと考えております。このようなことから、自治会活動に対しましては補助金を交付して支えているところでもございます。未結成の地区につきましては、自治会設立をしていただきながら、地域コミュニティーの活性化を図っていただければと考えているところでございます。

このほかにも、介護事業とか様々ございますので、地域の人たちの寄り合いの場所をどう多く設定していくかというのは、今こそ、様々な事業のトータル的な結果が求められる時期になっていると思っておりますので、町としての様々な事業をもう一回精査しながら、それをどう有効につなぎ合わせるかというのも、これからの私に課された課題だと思っております。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 11 番門田善則君。

○11番（門田善則君） ありがとうございます。

それでは、1点目から入っていききたいと思います。

今、町長から、人口減少の問題については、これは簗岳地区だけじゃなく日本全体、また宮城県全体の、また涌谷町全体の問題であるというふうなお話をお聞きしました。私もそのとおりだろうというふうに理解しているところでございます。

しかしながら、この簗岳地区というのは、先ほども言いましたけれども、1,500ヘクタールという大規模な農耕地があるわけでございますから、そこを町長の考える法人化、若しくはそういった部分の中でそこに在住していただいて、その人数も増えていくわけですから、そういった方々を養成するような形で町が指導をしてやっていく。そして、極端な話を言えば、農家研修のできる量的なもの、要は公民館とか、幼稚園とか、廃校になった部分の中でもそういったところを改修し、簗岳に根差させる、そういう人材育成を、そういった場所をつくってやっていくのも一つの方法かなと。そして、簗岳の農業を守っていくのも行政の仕事かなというふうに考えますが、町長はそういった考えもやっていくべきだと考えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほど申し上げましたように、簗岳地区は水田、これまで単作地帯でございましたので、それが機械化されることによって私どもの圃場がまずは大きく減って、また私どもの世代がいなくなって、そして、今また私どもの次の世代がいなくなる。そのたびに大型の機械化、またそれに合わせた圃場整備というのがなされてきているわけで、これは人口の問題から捉えますと、これは人口が減るような施策ということでございます。

ですが、それは悪いことかという、時代に沿ってむしろ積極的にやらなきゃならないということでございますので、だったら人口減少をどのように防ぐかというのは、やはり質問者と同じく大きな悩みとするところでございますし、これは全国的にそうだと思っております。

今、質問者がおっしゃいましたけれども、逆にそういったようなところで特色ある農業というものをまず始めて、その上に立てば、昨日からも質問ございました小学校、あるいは幼稚園等の跡地を利用して養成所とか、そういったようなことも確かに大事になってくるのかなと思っております。例えば小学校の校庭などを利用して、今、近代農業というのは、涌谷町は早くから小型ヘリコプターでの農薬散布などしておりますけれども、今はドローンの時代でございますのでドローンの講習所といいますか、そういったようなことも考えられると思いますし、あるいは本気になって民宿というものを考えていただければ、やはりそういった民宿するための人たちの集まりにどのように対応していくかということになりますと、泊まっていただくところとか、あるいは各家に泊まっていただくと様々なことはあると思いますけれども、いわゆるよそから人に来ていただくためにはどうしたらいいのかなということを考えていかなければならないし、問題は、やるかやらないかだけの話になってくると思いますので、それはやるとなった場合は失敗は許されませんので、何とか確実に事案がかわるような形を取ればいいのかと思っております。

そういった形の中で、あとは地域の農家の人たちの問題、それから行政の問題、みんなが本気になってやるかやらないかだけの感じだと思っております。

○議長（大泉 治君） 11 番門田善則君。

○11番（門田善則君） 町長も私も簗岳地区を心配するのは同じ気持ちかなというふうには思います。人口減少、

本当はどこでも同じなんです。しかし、宮城県内でいえば、私の分かるところでいえば、地域性はありますよ、地域性はありますけれども、富谷町は、旧富谷町の場合ですと、ほとんど簗岳と変わらない5,000人ぐらいいしかなかったんですね。ここ70年がたつうちに5万人、10倍になっているわけです。簗岳は、その割に4,000人以上の人口があっても今現在、2,700人ということは、そんなに大きな減り具合ではないんです。徐々に毎年、減っていくというふうな形だと思います。

私は、やっぱり簗岳を愛する、そこで生まれた者とすれば、ぜひともこの簗岳をもう一度活気ある簗岳にしていきたいというのが現状です。しかし、ここ5年後、10年後のことを心配すると、今、簗岳地区には商店も2店舗しかありません。逆に言えば小里地区の小学校学区でいうと、お店屋さんがないんですね。そういった現状も今実際にあるわけです。そうすると、これから10年たったときに皆さん、免許を返納しなきゃいけないという、そういう状況にあった場合には、買物難民とか、そういった方々が心配されます。また、お医者さんに行くのも。だから、公共交通というのは相当簗岳地区においては大事にされなければならない問題であって、町としても、そのことは永遠に不便さを感じないような政策でもっていかなければならないと思うんです。

そこで、町長は今、私の話を聞いたときに、民宿とかそういったお話もしていただきました。私も一つのアイデアだと思うんですね。どうやったら簗岳に定住する若者を呼び込めるか、そのことが今後の人口減少にも歯止めをかける部分で一番の課題だというふうに思います。

ですから、恐らく町長も今すぐに名案があるかといえ、ないとは思いますが、そこを今のうちに5年後、10年後を見据えた形で考えていくべきだろうというふうに思いますが、町長、この問題についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 非常にシンプルにして難しい、真っ正面で取り上げなきゃならない問題でございますけれども、このままいくと買物難民あるいは医療難民といいましても、それほど人口が少なくなると、そのときはどうするか。今も公共交通会議でやっておりますけれども、その次の次あたりに具体的にそういう心配とか、様々な公共交通の在り方というのもまた大きく変わってくるのかなと、そのように思っております。

そういった中で、若者が来る、私はこういう苦しいときにいつも思うのですが、笑わないで聞いていただきたいのですが、小学校のときに運動会がございました。そうすると、足の速い人は先頭を切っていいと思うんですから、そのときに太鼓がたたかれると、今度は逆の方向に回る。一番どんけつが一番先頭になる。その繰り返しでありますけれども、そこに駆け引きがあると思いますけれども、結局はどこでどうなるか分からない。だから、私はそういったような非常に厳しい条件というのは、逆に有利な条件でもあろうと、そのようにいつも、特に町長になってからそのように考えておりますので、厳しいからこそ、チャンスがあるという感じでございますので、それを何か一つ見つけたら、皆様とお話ししながらこの一つを何とか具現化してみる。具現化していけないときは次を考える。いいときはそれは間口を広げてやるという、そのような形で、ただせっかくそっちもこっちも私はできませんから、一つ二つと見つけて具体でやることも大事なのかなと思っております。

民宿などがありますけれども、単なる民宿でなくて、例えば農家であっても英語ぐらいは話せるような方がいて外国の方のおもてなしもできる、そのような特徴あるような民宿というのは大事かなと思っております。

今、なかなか考えつきませんが、シンプルに考えると、そういったようなことを何でもいいから取り組んでみると。そして先ほど申し上げましたが、それをみんなでやゆすることなく自分の立場で応援していただくという風土が醸成すれば、そこは絶対成功するものと、そのように信じております。

○議長（大泉 治君） 11 番門田善則君。

○11番（門田善則君） 私も町長もそういった考えで同じですので、まず5年後、10年後の箕岳地区を見据えた政策を取っていただきたいというのが願いでありますので、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

それでは、2 番目に移ります。

農家の担い手不足をどうするのかということですが、先ほども一番最初にお話ししましたが、箕岳の水田、そういった農耕地については1,500ヘクタールという面積がございます。やっぱりこの耕土を守っていくためにはその担い手となる若者にぜひ農業にいらしていただいて、この1,500の耕土を減らさないで守っていただければ、私はすごくいいんだろうというふうに思うわけです。

しかしながら、今の現状は、これは日本国土、全部一緒ですけども、涌谷町に限りませんが、若者の農業離れというものがございます。要はお父さん、お母さんが築き上げた3町歩の田んぼを後継者がいるのかというと、息子は仙台です、東京です、帰ってこないそうです、どうしようというふうな話、そういったことで、今、農林課のほうでは農地管理中間機構等を通してお願いすると、やる人という部分の中で今、行政として進めているわけですが、私は、頼む人は頼む人で、それはそれでいいんだと思うんですけども、受ける人がなくなったらどうなるんだろうなという心配があるんですね。

今、実質、箕岳は1,500ヘクタールの部分で96人の認定農家が指定されております。平均年齢を調べたところ、実質65歳であります。涌谷町全体では64歳。しかしながら、この平均年齢も実際若い20代、30代の方が1人、2人、3人、新規就農すると極端に下がるんですよ。現在、80%、90%以上の方が約70歳を超えているんです、箕岳の場合。そういう人たちが農業をやっているんですよ。

ですから、今後心配されるのは、10年後の箕岳なんです。その人たちが80歳を超えたときに、その1,500ヘクタールを守っていけるかどうかなんです。ですから、担い手というのは大事なんだということを、今のうちに何とかしないと大変なことになるということが私は危惧されるわけです。

町長が先ほど法人化とか、いろいろなアイデアを持っているようでございますけれども、私はそういった観点でいうと、町長にも似ているんですが、そういったことを今のうちに法人化を進める会社になって、ほかの会社の方がやりたいと言うのであれば、やる、やらせる、そういったことを今のうちから計画しておかないと、実質的にはいざとなったときに大変な状況を生むのではないかな。だから、今のうちに、今では遅いのかもかもしれません。でも、今気づいたならば、今のうちに手を打つ、行政のやり方、考え方というものを今考えておくべきというふうに思うんですが、町長、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほど申し上げましたが、やる気の問題だと私は思っております。なぜそう言い切れるかといいますと、私は、田んぼは2町7反歩ほどございました。ですが、田んぼの収入というよりも施設園芸で暮らしてきたという経緯がございます。田んぼは米が2倍取れるというのはまずどなたでもあえ得ないし、せいぜい2割ぐらい取れたらすごい人だと。ところが、施設園芸というのは、2倍にも3倍にも、品質を掛け合わ

せますと、3倍、4倍という金が取れます。そういった中で、自分はたった10アールの施設園芸で暮らしてきましたし、息子も大学に入れたし、そういったことです。ですから、問題は、そのときにしっかりとやる気を維持して頑張るということだけに尽きるなと思っております。

また、私の友達にも鹿島台でトマトを作っていたりしゃる方、その方々は、田んぼが7反歩ぐらいしかなかったのをパイプハウスの園芸に変えて、今はほかにも土地を求めて立派なブランドのトマトを作っておりますけれども、また近くには花を作って、この花はシクラメンとか様々な花は本当に四季にすばらしいものを作っております。そこでは親を超えようとして息子が頑張っている、そういうところを多く見ております。また、各法人にも非常に若い方がやる気を持って取り組んでいらっしゃいます。ああいう方々が次の世代の核となってきつと地域を守ってくれるのじゃないのかなと、そのように合点しております。

私の時代から見ますと、あの水田もこの水田もこういう形にすれば、もっと金が取れるのになというのが、今はそういったような委託が増えまして、自由にできて作りやすい圃場に変えながら作付けしているところを見ますと、水田は水田としての生かし方、そこに営農を入れるなら園芸としてのお金の取り方、今まではそういうことで金は取れないだろうという概念がございましたけれども、しっかりと所得を得られるという形になっておりますので、そういったようなところ、もし不備があれば、そこは行政で何とかてこ入れして軌道に乗るようにさせてやりたいと、そのように思っておりますので、そこに関しては具体的にお金を取れる経営になるように、町としてしっかりと技術支援も含めてサポートしてやりたいと思っておりますので、私は、簗岳地区に限らず、涌谷町の水田農業というのは様々な形で活用されて、必ず金を取れる農業と変わるものと信じております。

○議長（大泉 治君） 11 番門田善則君。

○11番（門田善則君） 難しい問題でもありますし、私も答え出せるかということ、正直出せるわけもなく、ただ、今のうちからそういったことも踏まえて皆さんが共有しないと、やっぱりいけないだろうというふうに思いますので、ぜひとも執行部側におかれましては、担当の農林課だけではなく、これは企画もそうですし、いろいろな分野に、子育て支援についても同じです。そういった部分に対してこの地区をどうするのか、どう守ればいいのかということをご共有していただいて今後も考えていただければいいのではないかな。今のうちに考えておかないと後手後手に回ってからでは遅くなりますので、ぜひその辺はお願いしたいなというところであります。

それでは、3番目に移ります。

地域コミュニティーをどう守るかということでもあります。

私が中学生時代、米の値段も2万3,000円という時代がございました。それから70年たってまた同じ金額になったかなというふうな思いがあります。そのときは簗岳地区はすごくにぎやかでした。活気もありました。それはなぜかという、米価も高かったこともありながら、農協という核、簗岳にはそのとき恐らく900戸の農家があったというふうに聞いておりますけれども、今大体1,100ぐらいの世帯数になっていますけれども、農家戸数と数えたら相当低くなっているのは間違いないんですけれども、要は活気があったんですね。

それはなぜかという、そこに簗岳農協があつてレクリエーション大会、行政区対抗のレクリエーション会とか、あとはカラオケ大会とか、いろんな催物をしてくれたんですね。そうすると、行政区の中でも皆さんが一

丸となって、このときだけは農業を忘れて自分の地区の優勝に向けて一生懸命、恐らく町長もやったと思うんですが、そういう時代があったんですよ。そして、隣近所の人と一杯を酌み交わして、勝った、負けた、反省会だと称して地区の公民館で一杯飲んでいろいろな今後のこと、また今日の結果についていろいろお話をしたんです。

ところが、今現在を見ると、そういったコミュニケーションを取れるようなことがまず少なくなっているんです。極端に言うと、仮に葬儀を出すための六親講とか、そういうものがあるんですが、大体もう解散しているんですね。人が集まるという、集めてみんなで話し合うという機会が相当少なくなっています。ですから、そういう意味では、よく東京のことかなと思っていたのが隣に住んでいる人がどんな人か分からないとか、これが田舎にも出てくるのではないかな。私の時代はいいけれども、次の世代にはそういったことにもなり得るのではないかなという懸念があります。

ですから、そういったことも踏まえるならば、どうにかしてこの簗岳をもう少し盛り上げるためにも、行政が主導した何か公民館を核としたもの、お祭りであり、何か、そして、その簗岳地区民が一緒になってやれるものを導いてあげるのも行政の仕事かなと。一番は、町長が常に言っていますけれども、それを思い立ったら地元の人がそれを先導して、足りない分を行政で補ってくださいというなら一番いいんだよという話を昔からしていますけれども、町長とは。本来はその姿が一番いいと思います。しかし、今、隣近所のお付き合いもないような、そういった状況の中ではなかなか難しいという面があります。ですから、そういう部分も今後は町でも考えていただく必要が出てくるのかなと。

そして、実を言うと、町の中には施設がいっぱいあるんですね。野球場もあって何もあってということで、簗岳の人たちも全部涌谷の町なか、7キロメートル、8キロメートル離れたとこに来て使わせていただいてやっている状況もあるんですが、昔ですと、公民館に併設された勤労青少年ホームというところで若者がいろいろなサークルをして、そこで結婚したりということも多くありました。そういった機能をもう一回、簗岳公民館を核としてできないかなというのが私の理想論であります。

その辺を町長においては何とか施策の一端としてやってほしい。仮に施設を新しく何か必要だといった場合には、簗岳に涌谷の町の中からも行って交流人口として簗岳の地で交流していただく、遊んでいただく、または活動していただくという施設なりレジャーの部分があったらいいのかなとも思います。

ちなみに私でいえば、涌谷町の高齢化率がそれだけなっているということであれば、これからゴルフをやってきた人たちも今度はパークゴルフに変わってくるのかなと。そうすると、簗岳公民館の近くに交流されるコース18ホールを、パークゴルフ場を造っていただいて涌谷の町からも来ていただいてみんなでそこで、そうすると、そのにぎわいを道路を通った人が見るだけで、この村は随分にぎわっているなというふうに見られるような状況をつくっていくのも一つの手段かなと思いますが、その辺については町長いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 確かに昔は農協を中心にしながら核として盆踊りとか様々がございました。本当に活気、私どもも簗岳の体育館ですか、あそこに1,000人以上の人を集めて芝居、たしか村の三三七拍子だったか、そういったのを集めてイベントしたこともございました。そういったようなことを経験しておりますので、質問者の気持ちはよく分かります。

最近ではクロスカントリーを簗岳公民館を中心にコースを取っていただきまして、あいにくの雨降りですが、私も私の1回目の合図のピストルがフライングしましたのでご迷惑をかけましたけれども、非常に多くの方々に来ていただいて参加していただいております。そういった中で、簗岳山を見ながら走るという形で、もし天気がよかったら本当によかったのかと思っております。そういったような催しというのにも必要なかなと思っております。

ただ、昔から簗岳地区で飲み会をやると、余り参加が少ないと、そういう傾向がございました。ですから、そういうのを払拭しながら、先ほど申し上げましたが、逆に何で今までわざわざそっちのほうでやるのという声がありましたが、そういうところだからこそ、そういったイベントをやりたいと、そういう気持ちもございます。

また、こういう形で多少夢がないと面白くないので言いますけれども、いつも石仏公園なんかに行きますと、この間、来ていただきましたああいう非常に活気あふれる女性の方々、ももクロさんでしたか、ああいう方に話をしてもらって身近なお姉ちゃんという感じでああいう方々に頑張ってもらおうと、テレビでその後、見ますと、1万人から1万5,000人を集めてやっている方々のようでありましたけれども、そういう方々も来て野外ステージとして頑張ってもらったりしたいなと、そんな感じもしますけれども、そういったようなことは非常に簗岳としてのロケーションがいいものがございますので、そういったようなものを活用しながら、今はそういう大きな人を集めるためにいい場所があるよという形で、簗岳地区というのが見直されるべきであろうと思います。

ただ、そういったときに様々な協力をいただいて、やはり食べ物とか、そういったのを続けていただいて、そこをもって民宿とか様々なそういうことに目覚めていただければありがたいなと思っておりますので、そういったことを考えさせていただいて、私が町長でいるうちには多少はできる立場にもあろうかと思っておりますので、それは皆で考えさせていただいて何か、先ほど言いましたクロスカントリーを企画していただいたのは本当にありがたいなと思っております。ですから、そういったような町でできることをしっかりと企画しながら一つ二つと実績を積んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大泉 治君） 11 番門田善則君。

○11番（門田善則君） ありがとうございます。本当に前向きなお話をいただきました。私も同じ考えでございますので、ぜひもう一度、簗岳に光が当たるような政策を今後、続けていただければ幸いです。ですので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

続きまして、8 番後藤洋一君、登壇願います。

〔8 番 後藤洋一君登壇〕

○8 番（後藤洋一君） 8 番後藤洋一です。かねてより通告しておりました件について、ただいまより一般質問をさせていただきます。

令和8年度で満了となります第6次涌谷町行政改革大綱並びに行政改革推進計画の検証、そして、見直しについての考え方について、町長にご答弁をいただきます。

今回は1点のみとして具体的な内容について説明いたします。

民間との協働、そしてまた連携や推進、共に支え合うまちづくりというのが推進計画の中にあります。そうし
た中で指定管理者制度導入を検討するということがあります。これは民間活力による町民サービスの向上はも
ちろんのこと、施設運営の効率化を図るため、指定管理の対象施設の制度導入を目指すため、現状、どのよう
な取組を検討しているのか。

また、今後、来年の令和8年度までですから9年の3月まで残された1年半ということですが、どの
ような取組を検討しているのか、まずこの1点について町長の答弁をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、令和8年度で満了となる第6次涌谷町行政改革大綱並びに行政改革推進計画の
検証、見直しの考え方についてということで、民間との協働・連携、推進、共に支え合うまちづくりというよ
うな形の中で指定管理者制度の導入についてのご質問をいただいております。

現在、指定管理費者制度を導入している施設といたしましては9施設がございます。8団体と指定管理に係る
契約を締結しているところでございます。条例を確認しますと、指定管理者に管理を行わせることができる施
設は14施設ございまして、60%以上の施設で指定管理者制度を活用しているという状況でございます。

一方で、指定管理者制度を導入していない施設といたしましては、涌谷町麓岳地区町民体育館、涌谷町B＆G
海洋センター、涌谷町勤労福祉センター、涌谷スタジアム、涌谷町農村環境改善センターの5つの施設となっ
ております。

指定管理者制度は、民間のノウハウを生かし、利用時間の延長など施設運営でのサービス向上による利用者の
利便性の向上、管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減を図るものでございます。

これまでも公の施設指定管理者審査委員会等において検討した経緯でございますが、未導入の施設におきまし
ては、いずれも築年数が経過し老朽化が始まっていることから、大規模な修繕や時代に合わせた使い方に対応
するための改修などが必要になると思われ、現状のままではこのあたりがネックとなりまして指定管理者制度
を導入することは難しいと考えております。

しかしながら、当町では、令和7年度に新たに二つの堆肥保管施設で指定管理者制度を導入するなど、現在、
できるだけ制度の活用を図っておるところでもございますので、今後、施設の改修、改築などと合わせて導入
を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） 8番後藤です。質問いたします。

まず初めに、今、町長から9施設、8団体とか、指定管理、いろいろ話がありましたけれども、今現在、これ
は生涯学習課のほうが当然、窓口として麓岳の公民館、B＆G、グラウンドとかという話がありましたけれど
も、私が質問するのは、全国的に人口減少で衰退していると。それを食い止めるために町民なり、地域団体、
企業等、全体で次世代につなげるまちづくりを進めていかなくではならないと。

そうした中で、実は涌谷町の大綱、これが示されているものがあります。これは当然、第6次涌谷町の行政改
革大綱の中に示されている基本的な方針、一つは住民サービスの向上、行政運営の効率化、そして、民間との

協働の連携・強化、財政運営の安定を図ると。こういったことを基本にいろいろ策定した中で、この背景には第5次行政改革大綱の令和2年3月でいろいろ進捗状況を把握した中に達成率が大変低いと。場合によっては0%のやつもあると。要するに町民ニーズなり、柔軟なそういった公共サービスとか、そういうようなことも含めた中でこの新たな大綱に基づいて計画を立てた、それに連動して推進計画をつくったのか。

そこで、担当課長のほうに質問したいと思いますが、まず、基本的な方針を打ち出した四つと先ほど言った達成率が低かった第5次の行革でのいろんな進捗状況、これは当然、背景にはそういったことがあるのでこの方針を打ち出したのか。

もう一つは、前回もちょっと聞いたんですけども、第5次涌谷町総合計画後期計画、この後期計画の中にプロジェクトチームを選んだと申しますか、そういう人たちをつくって、これは来年3月までですから第5次の後期計画の締めが、それと合わせてプロジェクトチームをつくったのと、今回提案されています新たな行革のプロジェクトというのはまた別に考えているのか。

その2点を担当課のほうに答弁を求めます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） お答えいたします。

まず、1点目が第5次行革大綱との関わりということでお話しありましたが、一応第5次で未達成となりました項目といたしましては、一つは経費がかかるものでございます。文書管理システムの導入ですとか、あと、そういった形のシステムなどの経費がかかる部分については未達成ということで、なかなか進まなかったという経緯がございます。そのほか、ソフト面では達成しているものもございましたので、そういったところを継承しつつ、新たな第6次行革大綱を令和6年1月に策定させていただいたところでございます。

その中で、先ほどの指定管理の導入検討ですとか、あとプロジェクトチームの立ち上げによる行政課題解決促進という項目も設けまして、プロジェクトチームにつきましては、昨年度、若手職員によるプロジェクトチームということで少子化対策等に向けたプロジェクトチームということで立ち上げまして、一応3月に報告を受けたというか、その内容がまとまったところでございます。今後、それについては実現に向けて今、進んでいるというふうには受け止めております。

先ほどご質問にありました総合計画との位置付けということでございましたけれども、一応行革大綱の中で置いておりますプロジェクトチームにつきましては、先ほど申し上げました町の課題であります少子化対策ということで、昨年度立ち上げて検討したというところで一応達成しているというふうに考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） そうしますと、今の課長の説明では、総合計画の後期計画のプロジェクトチームのメンバーとこの行革のメンバー、これは別だということの認識でよろしいんですね。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） そうですね、プロジェクトチームにつきましては、やはりそのときの課題に合わせまして随時必要な場合はプロジェクトチームを立ち上げるということで、昨年度につきましては、少子化問題に対するプロジェクトチームということで立ち上げさせていただきましたが、

今後につきましても、課題等を解決するために必要であれば、新たなプロジェクトチームを立ち上げて解決に向かって考えるということで考えております。

○議長（大泉 治君） 8 番後藤洋一君。

○8 番（後藤洋一君） 先ほど言いましたように、総合計画のほうは、後期計画ですね、これは来年の3月ですから多分平成28年から平成37年までですから、平成37年、令和7年度までですね。そうすると、時間が当然ない。その中でプロジェクトチームをつくって進めているわけですから、やっぱり早急な方向性を打ち出さないと第6次総合計画のほうには進めないのと、もう一つは、やはり8年度で満了となる、先ほど質問した行革大綱、大綱につきましては必要性に応じていろんな基本的な考え方や取組、社会情勢の変化や現状の取組等によっても大きく変更する場合も当然、こういう人口減少ですからありますけれども、そのほうも進めていかないと、大綱のメンバーと別ということも何かちょっと矛盾しているんですが、町と一緒に経費削減やら人口減少に歯止めをかけるため、要するに町民サービスの向上を図るのであれば、やはりある一定の考えの中で進めたほうが、行革なら第6次総合計画で進んでいけると思うので、やっぱりそういう意味では早急な検討を考え、将来の涌谷町の人口減少に歯止めをかけるためにも、ぜひとも早急な取組が必要だと考えますが、その辺、町長はいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） プロジェクトチームに関しましては、私が少子化問題ということで特に若い人たちの考えを聞きたいということでやっていただきました。4点ほど特にすごく印象深いものがございます、やはりそれは率直に総合計画等々に反映させるべきいいレベルの出口を見つけてくれたなど関心を持っております。

また、総合計画につきましては、立地適正化といいますか、国のほうから、いわゆるコンパクトシティの在り方というものを検討すべきではないかということのご指摘もございますので、そういったようなものも入れながら整合性を取っていったらいいのかと、そのように思っております。

あと、この行革の中でなかなか結果が出なかったのは、多分財政悪化の中で手をつけられない部分が多かったなど、そのように思っております。ですから、こういったようなことでも少しでも、ゼロなどというものがないように一定の財政力というのは、こういうところでも必要だったのだらうと今、思っているところでございますので、今後、そういったところの手当てもしっかりできるような形にしないと、計画倒れで終わってしまったのでは何の意味もないので、やはりそういった中でできるだけ絞って実現可能な形にしてこういった計画というのは練り上げるものだ、そのように思っております。

これまで私も議員時代を通して、また町長なってからも総花的なものが多過ぎて一体何をやろうとしているのか、私自身も見当がつかない部分がありました。ですから、誰でも分かるような、この方向に進もうとしているんだなという形の中で、いわゆる実施計画以上に基本的な流れとしての基本構想というのは、しっかり共有できるようなものにまずは仕上げるのが大事だろうというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） 8 番後藤洋一君。

○8 番（後藤洋一君） この件については最後の質問としますが、実は私の質問の中に指定管理対象施設の制度導入を目指すということで、町長からさっき答弁をいただいたのは、この箕岳地区の公民館とか、改善センター、涌谷スタジアムとか、B & G、そのことを話しているんですよね、当然、この対象施設というのは。

そのほかはほとんど大分今。

それで、他の例えば1市4町、大崎市、加美町、色麻町、美里町、涌谷町もそうなのですが、それに加えて宮城黒川の大和町なり利府町、あと南三陸町、各施設はまたいろいろ多少によって違うんですけども、運動公園の施設があるんですね。いろいろ確認して大和町の総合運動公園とかいろいろ調査したんですけども、スポーツに取り組んでいる会社、こういったところが条例に沿って運営管理までいろいろ進めているということは、課長はご存じだと思うんですけども、そのことが今日、私、たまたま大和町の総合運動公園のある民間のスポーツ会社が運営管理までしていろいろ地域の交流を図っていると。

そこで一つ、今回この指定管理者制度でお伺いしたいのは、生涯学習課長のほうに話をお聞きしたいということで、先ほど町長も涌谷町のクロスカントリー、大変長い歴史と伝統のある、もう40回以上になるんですか、それを地域の交流を図るためか、そういった背景はちょっとよく存じていないんですが、地元と申しますか、この担当課として箕岳に持っていったこの背景というのはどういうことか、もし分かっている範囲内で伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） クロスカントリー大会につきましては、従来開催していた開催場所で選手の集合場所とか、そういった部分がちょっと一体的に難しいというところと予算的な部分もあって、箕岳地区の振興を目的に移動を提案したという形になります。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） ちょっと話、あれなんです、涌谷町の町民憲章の中に一番最初に出てくる言葉が、町長もご存じのように、分かりますよね、緑濃い箕岳山系を仰ぎと。先ほども11番議員も話しましたが、やはり地域に合った特徴を生かすためのいろんなイベントなり、いろんな体育振興を図ることが必要、このときは町長なり議長、4番議員も参加してクロスカントリー、そこでいろいろなアイデアを持って今回取り組んだことに対するいろんな反省も含めて大変よかったと。あそこの箕岳山系を中心としたいろんな行事もやりますけれども、大崎市松山の総合運動場では、B & Gなのですが体育協会が主催してやっています。

ですから、今回も涌谷町の体育協会のメンバー、そういった部会のメンバー、協賛を見ますと70社くらいから協賛を得て大々的にクロスカントリーをみんなで盛り上げていると。これは今後、当然必要なことなのでぜひともそういったところに目を配って進めて、いろんな地域との交流を図る一つの礎に、例としてこの間、6月7日、8日には遠田の南郷の田園フェスティバル、あれも大変最近好評で地域の評判もいいんですが、そういったところも参考にしながら、やっぱりそういった地域交流の活動に取り組んでいただきたいと、このように考えます。

時間もないので答弁は結構でございます。

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

8 番後藤洋一君。

○8 番（後藤洋一君） 8 番後藤です。それでは、二つ目の質問に入ります。

質問事項の涌谷町国民健康保険病院の経営強化プランについてお伺いいたします。

具体的な内容、一つとして、これは 1 点に絞っております。

経営強化プランの中で、医療需要や経営状況の大幅な変化があった場合においては、地方独立法人や指定管理者制度への移行等、経営形態の見直しも検討するとありますが、この件につきまして現状と今後の考え方について町長に答弁を求めます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、大綱 2 番の涌谷町国民健康保険病院経営強化プランについてのご質問でございます。

経営強化プランの中で医療需要や経営状況の大幅な変化があった場合において、地方独立行政法人あるいは指定管理者制度への移行、経営形態の見直しを検討するという内容がございますが、現状で今後の考え方としての問合せでございます。

最初に、病院の経営状況についてお答えを申し上げます。

病院経営につきましては、ここ数年、経常利益を計上しているものの、人口減少に伴う患者様の減、人件費や物価高騰に伴う費用の増加や施設の老朽化に伴う修繕費等の増化により、厳しい状況が続いております。

また、病院経営の最も大きな課題として、設備投資や人材確保などの充足をするための内部留保資金が十分でないことが挙げられております。このため、日々の資金繰りを一般会計からの一時借入金に頼る状況が続いており、今のままだと、この状況がこれから 10 年以上続くという予定になっております。

ご質問のございました涌谷町国民健康保険病院強化プランにおける経営形態の見直しにつきましては、国から示されたガイドラインに基づき掲載が義務づけられた項目でございますが、涌谷国保病院は、先ほどお答え申し上げましたとおり、厳しい経営状況ではございますが、一医療機関という側面のほかに、涌谷町が進めてまいりました地域包括医療ケアシステムの中核的施設という役割を担っておりますので、私としては、これまで気持ちを込めて維持管理に力を注いできた涌谷町国保病院でございますから、今の状況では町の考えとして施設がダイレクトに反映できる直営での運営が最もよいと考えておるところでございます。したがって、現段階では、民間への事業譲渡や指定管理者制度の導入は考えていないところでございます。

以上、8 番議員にお答え申し上げます。

○議長（大泉 治君） 8 番後藤洋一君。

○8 番（後藤洋一君） 今のところは考えていないということで、この結果につきましては、常に町長が財政状況の悪化、特に経常収支率がどんどん悪化すると、当然、いろんな事業に停滞を招くと、そういうこともあるので、常に検証なり、特に町長が最もよくやっているのは、この計数管理ですね、いろいろな場合によってのそ

ういった見直し、検討して当たっている。

それともう一つは、何とんでも今回のこういった4年、5年、6年とそれなりのクリアはしているものの、病院経営をこのように頑張っているということは、今日は前沢先生も来ておりますけれども、町民と何とんでも病院の事業管理者が共通認識の下で、町と病院が共通認識の下で役割を果たしてきているということが、一番私は重要なのかなというふうに思います。

そこで、2回目になりますが、この経営強化プランの中で在宅療養の更なる充実を進めると。これは前に全員協議会でもお示しがありましたが、やはり当町は団塊の世代、75歳を迎える2025年問題があります。これは5月末でもう3,000人を超えていると、後期高齢者。それに高齢者を入れると、40%弱にはなっているのかなと、そういう見通しを私は立てておりますけれども、そうした中で地域医療構想が制度化されまして、今後は涌谷町の病院の病床の削減と機能転換も考えながら、涌谷町独自のこういった医療制度を守っていくということが非常に重要になってくるというふうに思いますが、その辺に関して、今日、前沢先生も来ておりますので先生からご答弁をいただければというふうに思います。

○議長（大泉 治君） 答弁者に指定はされてございません。しかしながら、お忙しい中、町民医療福祉センター長であります前沢先生がご出席でございますので、ご意見を伺いたいというふうに思います。

それでは、前沢センター長、よろしくお願いします。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） 後藤議員からの質問にお答えしたいと思います。

経営状況をこの3年間、何とか経常利益で黒字という実績を上げることができましたが、もともとは医業収益を考えると、約3億円近い収入不足といえますか、支出増といえますか、状況でやってきております。

こういう中で今回いろいろこの状況を見直すと同時に、実は国保の財政の面でどうなっているかということ、それから後期高齢者、当然でございますけれども、支出面でどうなっているかということをちょっと調べてみましたら、実は1人当たりの年間の医療費というのが、かつて私が前にここに勤めさせていただいたときには全国平均よりはるか低く県平均よりも低い状態でごさいましたけれども、現在はこの3年間でうなぎ登りに医療費が急上昇しているという状況でありまして、これは病院は稼ごうということで収入を増やす算段をいろいろしてきたわけでありまして、本当に町民の方にとって誰にも幸せな医療というのを提供しているのかというと、これはやはり立ち止まって考えざるを得ない状況でごさいます、医療費の適正化ということを考えます、やはり本当に急性期の多くの検査、いろいろな治療を必要とする方はもちろん、一生懸命に生命を守るために私ども、仕事をいたしますけれども、そうでない患者さんについては、やはり的確にある程度、病院の医療でできるところをやりまして、あとはご本人の自由時間、そして自由な空間というものを保てるような在宅ということをより充実させていかないと、地域包括ケアの一層の進化ということにつながらないだろうというふうに考えております。

そこで、先日、全員協議会の中で報告させていただいたプロジェクトを考えるに至ったわけでありまして、やはり在宅医療を通して適切な医療の配分、そして、病院の更に役割の明確化、取りも直さず地域の町民の皆さんが何を望んでいるかということ十分に推察しながら進めていく医療ということで、そこは大いに柔軟性を発揮しながら、病院の経営とそれから在宅医療の充実という車の両輪をうまく動かしていけたらなという気持ちでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） 8番後藤です。ただいまセンター長からもいろいろ答弁をいただきました。確かに、今後、先ほども言いましたように、高齢化率が大幅にアップすれば、当然、急性期の患者さんも少なくなってくる代わりに、高齢者の介護等も当然、町としての医療の中で取り組んでいかなくてはならないというふうに思います。

そうした中で、私は涌谷町のこの国保病院が、昭和63年開設以来、地域密着型の地域の町民に信頼のある命と健康を守ってきていただいているということは、涌谷町民にとっても大変重要な願いを持っていると思っています。

そうした中で、時間も経過しましたので最後に町長のほうからご答弁をいただきたいと思うのですが、更なる人口の減少局面を今後、迎えるような中で、生産年齢の人口も減少していくと。一方で、効率化がどんどん進むということで医療需要も減少傾向にあります。病床の規模と機能の見直しなどを図りながら医療体制の適正化を図っていくことが非常に大事だと私はそのように思っております。

これまでもいろんな形で、前副町長も身を粉にして有識者会議等にいろいろ相談をし、県に出向いて何とかいろんな形で収支をある程度、改善したことに対しては、私は大きな努力としますので、今後もそういったことで連携を図りながら、ぜひとも進めていただきたいというふうに町長に思うところでございますけれども、最後に答弁を伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） この病院に関しましては、全議員、随分心配とともにご努力をいただきましてここまで来たことに感謝申し上げます。

そういった中で地域医療構想というものが様々問われておりますけれども、そもそも地域医療構想というのは、地域医療において人口減少とかそういったものにどう今ある医療財源で対応していくかという形になろうかと思っております。そういったような形をしっかりと取れば、地方自治体病院としても立ち行くものがあるであろうと思っております。前沢先生はそういう対応の中で在宅医療というものを重視されておりますが、これも今の地域医療構想の中で人口減少と患者さんの意識と医者さんの意識のずれを調整していくと、そこにたどり着く考えなのではないかと私はそのように思っておりますので、そういったようなセンター長の考えを大事にしながら、やはり病院としての役割というものをしっかりと保っていきたいと思っております。

うちのほうは、病院があることによって町としての大きな特徴を持つ町でございますので、国保病院というものをしっかりと担保しながら頑張っていきたいと思っております。

また、大崎地域医療連携の中でも大崎市民病院と私のほうの町の病院の連携も、単なる下請け的な病院としてではなく、やはりそこに介護とか様々な福祉が入って、これまでやってきた包括医療ケアという中で特徴が際立つものと思っておりますので、他の自治体とは違う形で更に先鋭化して、その特徴をしっかりとデフォルメをかけてアピールしながら、その上で中核病院となります大崎市民病院と対等な形で運用させていただきたいと、そのように考えております。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 31 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〔町民医療福祉センター長退席〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

10番杉浦謙一君、登壇願います。

〔10 番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

最初に、国民健康保険の状況につきまして質問いたします。

1 点目でございますけれども、国の保険料水準統一加速化プランにおきまして、統一の定義が掲げられております。統一の意義では、保険料変動の抑制、被保険者間の公平性確保というのが統一の意義でございます。納付金ベースでの統一、完全統一としては統一の定義でありますけれども、宮城県におきましては第3期宮城県国民健康保険運営方針がありまして、国民健康保険税について今後、税率の統一はどのような段階であるのか、そして、どのような見通しであるのか、最初に伺います。

2 点目でございます。これまで県が、いろいろとありますけれども、これも関わってまいりますけれども、まず涌谷町の国保でありますけれども、この間、財政調整基金は6億円台であったり7億円であったりとあります基金を持っております。涌谷町は、税率改正は隣町が税率改正を行っておりまして、値上げの税率改正でありますけれども、当町におきまして税率改正はどこを最終的に目標としているのか、伺います。

3 点目でございます。この間、いろいろと税率の問題とか、国保会計全体の在り方について三つ目として町長の考えをお聞きいたしまして、1 回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） ただいま大綱1といたしまして、今後の国民健康保険の状況ということを問われております。

1 点目の宮城県での税率等の統一はどのような段階かとのご質問でございますが、令和7年1月28日開催の宮城県国民健康保険運営連携会議におきましては、令和12年度からの完全統一を目標としつつも、遅くとも令和15年度までの実現を目指すとのことで全市町村と合意している状況でございます。今後、完全統一に向けた新たなロードマップに沿って県と継続して協議を進めていくこととしております。

2 点目の当町での税率改正は、どこを目標にしているのかという質問でございますが、第3期宮城県国民健康保険運営方針において、被保険者間の公平性確保の観点から保険料水準の完全統一を目指すこととされております。この方針を踏まえまして、当町におきましても令和12年度から完全統一に向けた改正が必要と認識しております。

次に、3点目の今後の徴収等、国保税の在り方について町長の考えということでございますが、県内統一に際し、医療水準や保険税収納率の平準化についての検討や市町村における独自の税率の引下げ等はできなくなるなど様々な課題がございます。また、市町村国保事業納付金算定に際しまして、宮城県が一定の基準で算出した市町村標準保険料率は、現在の涌谷町の国保税に比べ高くなる可能性がございます。今後、県内統一の際には、国保税の引上げが懸念されるところでございます。

現在、当町の国民健康保険につきましては、高齢者層が多く医療費水準が高い一方、低所得者世帯が多いため、所得水準が低いという構造的な課題がございます。今後の国保財政が危惧されるところでございます。

保険税収入は国保運営上、重要であることから、引き続き収納率向上に努めるとともに、医療費適正化事業や保健事業の取組による国県交付金の財源を確保し、安定した運営を図るものでございます。このため、税率につきましては、県や近隣市町村の動向を注視しながら慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、1点目でございますが、国の保険料水準統一加速化プラン、そしてまた、第3期宮城県国民健康保険運営方針でありまして、この中でも、この間、令和6年度におきまして加速化プランを改定し、完全統一の目標年限を明記されております。この中で県が全市町村を訪問し、意向確認ということで何らかの確認が行われていると思います。当町において、この宮城県からの意向確認というのは一体どういったものなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 県の保険税の統一に向けた意向確認でございましたが、それぞれ市町村の個別歳出であります出産育児一時金及び葬祭費等につきまして、また、特定健康診査等に要する費用等、また保健事業、そういったものについての状況を確認されております。以上です。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そういった意向確認を受け、そしてその加速化プランのロードマップにのっとりこの間、これからいろいろ協議を進めながらやっていくんだなと思います。

町長からの答弁によって今の見通し、令和12年を目指してやっていくんだろなというふうに答弁いただきましたので、次の二つ目の質問に入りますが、この間、私が国保税、国保に関しましては一般質問を含め質疑でやってきたところであります。しかし、当時はまだ財政調整基金も2億円、3億円という段階でありましたので、そういった点では今、6億円、7億円というふうな段階になっていると。

私は、当時の課長から、基金はどのぐらい、基金を活用して引下げをするべきではないかというのを質問してきておりましたが、当時、災害のために備える。そしてまた、パンデミックが流行した場合に基金を活用するため基金を積み立てることということで答弁をいただいております。

しかしながら、その後、大震災が起きましてその後、新型コロナウイルス感染症というパンデミックが起きたという状況の中で、基金が今や7億円というラインまで積み上がったということでもあります。

隣町の状況を見た場合、2か年で値上げの税率改正を行っております。財政調整基金が枯渇しそうになることで所得割が2年間で1.8%に上がります。均等割、一人当たりの均等割は2万2,000円に増えます。比較すると

57%増えるという状況にあります。平等割です、平等割は1世帯当たりの金額ですけれども、6,000円、2年間で増えると。2年間で18%の税率改正であります。

涌谷町と比較した場合、涌谷町の税率は、以前の所得割で、均等割は隣町より比較すると全て医療分、支援分、介護分も含めて金額は低いわけであります。涌谷町は常に平均の水準が、所得水準が低いのかどうか分かりませんが、税額が県内でも低いというのが答弁でありました。所得割が医療分で7.00ですから以前の美里町と同じ、しかしながら、支援分と介護分が、所得割では隣町が2年間、増えた分、涌谷町と同じ税率になるんですね。ということは、以前の隣町よりも涌谷町の税率は高かったということになりかねないと思います。ましてや平等割も医療分、支援分、介護分ありますが、これが隣町が2年間で増えた分、涌谷町と同じ金額、税率改正で涌谷町と同じ金額になるということになります。ということは、涌谷町がこの間、税率含め高い平等割を取っていたのではないか、その点で、基金が積み増してきたのかどうか。その税率につきましてちょっと取り過ぎではないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それではお答えしたいと思います。

今、国民健康保険税の応能割と応益割の関係でちょっとお話しされたと思うんですけれども、隣の美里町では令和6年度、12月ですか、税率改正して上げたということなのですが、涌谷町の応益割と応能割の状況を見ますと、県平均で比較しますと、応能割、所得割の部分なんですけれども高い状況になっているところがございます。応益割という均等割と平等割については、低い状況だということになっているところがございます。

応能割が高くなれば、所得が高い人から多く税金を納めてもらうことになっていきますけれども、所得割が関わらない方につきましては、低所得者になると思いますけれども、その方については負担がないというような状況になっております。

ただ一方、応益割のほうにつきましては、均等割と平等割ということもありますので、ある程度、低所得者の方につきましても負担増というような形にはなると思うんですけれども、涌谷町につきましては応益割、先ほど言った均等割、平等割は県平均よりも低いため、低所得者に対しましては負担は軽減されている状況だと私は考えているところがございます。

ただ、応益割とか応能割につきましては一長一短があることでございますので、やはり税の改正につきましては、今後、慎重に検討していきたいと考えております。

あと、実際に改定する場合につきましては、応益割と応能割は組み合わせながら検討していかなければならないと考えているところがございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁はいただいたのですが、取り過ぎではないのかという質問をしたのであります。先ほどの答弁では、応益割、応能割の話をされましたが、隣の美里町と比べると、美里町が税率改正で涌谷町と平等割が同じ金額になるということであります。そして、所得割の支援分と介護分が、美里町が税率を改正、いわゆる値上げをして2年間値上げた税率が同じになるということは、やはり涌谷町のこの税率は高かったのではないかと思います。

だから、全て三つの均等割は金額的には低かったんですけれども、平等割と所得割が税率改正前の美里町より

も高かったと、それを質問しているのです。その点ではどうだったのかという質問なんです、再度、質問したいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それではお答えします。

美里町が今回税率改正になりまして、平等割が医療分と後期支援分と介護分が涌谷町と同額になるということで、涌谷町が美里町より以前、高かったので税金を取り過ぎたんじゃないかということなんですけれども、やはり今の涌谷町の税率で税収を被保険者から頂いているところでございますが、現在の税収だけでは、やはり先ほど町長が言ったように、被保険者の減少に伴って昨年度と比較しますと、保険税も当初予算のベースで考えると1,600万円ほど減少しているような状況でありますので、取り過ぎているという感じではないと思っています。ところでございます。

その減収分につきましては、その影響額は基金で活用して対応しているという状況ですので、必ずしも税金を取り過ぎているというわけではないと思っています。ところでございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 令和6年度、これから専決処分で報告となりますけれども、国民健康保険特別会計補正予算であります、これを見ると、まだ決算の状況は分かりませんが、基金の繰入れなしで多分決算を迎えるのではないかと。補正で基金を繰り入れなくても済むような運営ができていたというのはすごく理想的だし、すごくいいことだと思いますけれども、そういった基金を取り崩さないでできるということは黒字で国保会計が運営できるということなので、やはり黒字ということであれば、取り過ぎという言い方は余り好ましくはないけれども、それだけで運営できるというのが証明されているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 基金の取崩しがないのではないかとのお話でございます。国保会計にしましては、必ず先に年度当初で基金の取崩しをいたしまして運営しているような形でございます。毎年、約6,000万円から7,000万円の年度当初で取崩しをして運営を行っているような状況でございます。最終的に年度末におきまして国からの交付金、それにつきまして取り崩した金額よりも多くなっているために、実質、年度当初では取崩しをしているものの、最終的には取崩し分が交付金の増額のために取崩しをしていないような形に見えるというふうなことでございます。以上です。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁をいただいて最終的な目標というのはどうなるかというのは、結局のところ、県の情報もよく分からないままですけれども、見通し、いわゆる税率が上がるかも、上がるという答弁だったので上がりそうなんですけれども、どこに目標をしているかというのは結局分からないんですね、どうなんですか。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 現段階で県のほうからは税率等、示されておりませんので、ただ、今の状況を見ますと、上がる可能性があるのではないかとというふうに担当課のほうでは考えております。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 税率改正は、今後の課題というか、示されていない中での議論ということになりますので、

次に移りたいと思います。

税率、そして、国民健康保険そのものの在り方について答弁をいただきました。これまで私は、基金を活用することによって引き下げるということをこの間、話をしてきましたけれども、現実的に今、統一化が進んでいる中でなかなかそういうことはできないものかなと思っております。

涌谷町単独でこの間、この分だと国保会計を運営できる、本来であれば運営できるのかなと思っています。この間の私の質問では基金を取り崩して町民の皆さんの国保を引き下げようということを質問してまいりましたが、けれども、それが今や6億円、7億円という数字になりましたから現実的には可能だとは思っていましたが、今の状況では県の統一化によってどうなるか分からないという答弁があるので、なかなか崩すこともできないという状況であります。それならば涌谷町単独でこれまで本来であれば運営できるものを、県一本化にすることによって身動きが取れなくなるような現状があります。

町長に伺いますけれども、そういった点で、やはり県なり国なり、この事態は苦言を呈していかなきゃいけないんじゃないかと思います。その点での町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま健康課長あるいは税務課長のほうからこの国保税についての答弁をさせておりますけれども、なぜ県一本化になったときに涌谷町の場合、値上げしなければならないかというのは、また先ほど、質問者がなぜ美里町が涌谷町のような税率になってきた。今まで国保税を取り過ぎじゃないのかなと言いますけれども、ご案内のように、国保会計は勘定事業でございますので、やはり医療費等々の様々な歳出がございましてそれに合わせた歳入の在り方といいますと、3年度から6年度まで見ましたら、当初予算の中で2億円ほど取り崩しております。というのは、2億円ほど取り崩さないと1年間、やっていけないと。今、担当課長のほうから6,000万円から7,000万円とありましたけれども、私はそこを解釈しておりませんけれども、それを前にしますと、2億円、3億円近く、あるいは3億円以上の金在实际は不足している。勘定事業というのはそういうことございますので、ただ、なぜ財調が増えるかというと、特別交付金とか、そういうのがありますけれども、想定外の交付金が入ってきていると。美里町にはそういったものが入っていないようにも聞いておりますけれども、そういった事情がございまして基金の管理と年間の勘定事業としての国保会計はまた別でありますので、そこは質問者はよく分かっていると思いますけれども、いわゆる当初予算ではここ4年間で2億円ほど基金を取り崩さないとやっていけないという状況になっております。

ですから、やはり、高額医療とか様々、医療費がかかり増ししてきているという事実がございまして。ただ、基金だけはそういった想定外の交付金というものがありましてそこが増えていると。質問者が言うように、ずっとこのままでやっていくなればそれは渡りに船で、逆に言えば交付金も来ているのだから、3億円ぐらいに戻すためにしっかりと税金を下げた被保険者に還元したほうがいいのではないかとということでもありますけれども、厄介なのは県統一でございます。先ほど言ったように、むしろ値上げせざるを得ないという中で、今、その基金を取り崩して被保険者に還元しますと、統一したときにとんでもないギャップがありまして、激変緩和どころじゃなくてとんでもないご負担をかける、あるいは未納者が続出するおそれがございますので、そういったことで、やはりこのままさせていただくならば、町としてはやりやすいなということでもありますけれども、そこが大変苦しいところでございますけれども、ただ、そういったような全く想定していない交付金というもの

が、ある日突然、来なくなるというのが通例でございますので、そういった基金管理と勘定事業としての会計が違ふという、その辺をしっかりと見定めながら、やはり一番は被保険者にご負担をかけない形で県一体化になっても国保会計を運営させていただければなと思います。既にそういった中でこういった国保会計あるいは医療関係に非常に精通して県とのパイプのある方にもお願いして、その辺の矛盾を何とかならないのかなということを取らせていただいておりますので、そういった回答をもって被保険者のために立ち行くような行動を取らせていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 一番は税率を上げた場合の徴収ですね、今後の徴収が大変になるのでないかと危惧しているところであります。そのために質問したところでありましたけれども、次に移りたいと思います。

○議長（大泉 治君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

一般質問、10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、利用しやすい地域公共交通につきまして質問をいたします。

町民の足の確保、そして、高齢者に至ってはコミュニティ、また認知症の予防のためのものとして足の確保という公共交通の実現というのは大事な点だと思っております。

昨年から設置されています涌谷町地域公共交通会議についてであります。町長は、この地域公共交通会議の会長をしておりますが、この会議については、現在、どのような議論を進めていらっしゃるのか、そしてまた、どのような段階に来ているのか、アンケート調査もあるようですが、その点につきまして伺いたいと思います。

2 点目であります。

私はこれまでデマンド交通という提案もしてまいりましたが、これも大事な事業だと思います。また、高齢者が安心して町内タクシーを利用できるようタクシー券での助成事業のお考えを伺いたいと思います。

3 点目であります。

福祉タクシーを利用した場合、利用者に対しタクシー券での助成制度、これはすごく高齢者にとっては、該当者にとっては非常に利用しやすい福祉タクシーなのではないかと思ひまして、この助成制度の考えをお聞きいたしまして、1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱 2 の利用しやすい地域公共交通の実現ということで 3 点の質問をいただいております。

1 点目の地域公共交通会議はどのような議論で、どのような段階に来ているのかというご質問でございます。

れども、昨年度、実施した公共交通に関するアンケート調査や実利用者への聞き取り調査から課題等を把握し、持続可能な地域公共交通体系の構築を達成するための浦谷町地域公共交通計画を令和7年3月に策定したところでございます。

計画初年度であります今年、計画の重点施策に位置付けている利用実態、移動ニーズに応じた町民バスの最適化に係る取組としては、今年6月から麓岳山線の使用車両を29人乗りのマイクロバスから14名乗りのワゴン車へダウンサイジングを実施したほか、利用しやすい路線再編、ダイヤ改正などについて今検討を進めている段階でございます。

質問要旨2点目の町内タクシーを利用した際のタクシー助成券事業の考え及び3点目の福祉タクシーを利用した場合、利用者への助成ということのご質問でございます。

公共交通空白地域の解消や高齢者や障害者等の移動に困難がある方への足の確保について、重要な課題と認識しております。公共交通計画におきましてそれらの解決の一つとしてタクシー助成事業の導入を検討することとしておりますが、町民バスの最適化に向けた取組や助成に当たっての財源措置等も考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げまして、1回目の答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 1点目の地域公共交通会議でありますけれども、答弁の中でアンケート調査を行ったということで、住民アンケート調査、そして、町民バス利用者の調査、高校生アンケート調査、中学生アンケート調査、そういった調査があると思いますけれども、このアンケート調査の傾向としてどういった傾向があるのか伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（森 太秀君） アンケート結果につきましては、公共交通計画のほうに掲載させていただいておりますが、傾向といたしましては、利用しやすいバスというところを求めているという結果となっております。現状のバスですと、行きは使えるが帰りは使えないとか、帰りは使えるけれども行きに使えないというアンケートもございますので、そちらのダイヤの見直し等について今後、検討していくこととしております。以上です。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） アンケート調査の傾向等、やはりよく聞かれるのは病院に行った場合、町立病院に行った場合、帰りの足の確保が難しいと。これはダイヤの関係で、時刻の関係で困難を来していると。そういった点ではタクシーで帰らなきゃいけないとか、そういう声も聞こえています。

その点では、いろいろ網羅したアンケート結果なのかと思っておりますが、余り時間がないのでいきますが、財源の町民バスの時刻の問題がどうしてもあると思います。都合のいい時間帯にバスが来るというのが本来、町民側のニーズと考えますが、この問題に関しましてダイヤ改正というのは必要になってくると思います。この検討は、私は多分本数を増やさないとなかなか時刻は成り立たないと思いますけれども、時刻表の整理、更新についてはいかがでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（森 太秀君） 時刻の問題でございます。確かに全路線を全て使えるようにするためには、増便が必要というのは考えられることかと思いますが、共通区間に関しては、同じ時間帯にバスが連続して走っているという状況もございますので、共通区間、あとはそこから先に町内隅々まで行く路線、それを踏まえましてどういう体系がいいのかというところで今後、検討が必要と考えてございます。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） ちょっとアンケートの結果を見ると、やはりデマンド交通での要望とか、今の町民バスですと、乗る場所まで自宅から歩かなきゃいけない。ましてや雨風のときに、天気にもよりますけれども、今の時期ですとすごく気温が高くなって、その中で待ち時間があるとなかなか大変ではないのかなと思っております。

その点で、やはりこのアンケートの中にタクシー券の導入を検討してほしいという声も載っておりますし、町民バスをデマンド化できないのかといった傾向があるのかなと思います。その点ではデマンドとかタクシー券での助成は、これからの町民の方のニーズなのかと思っておりますが、その点で町長に伺いますけれども、このニーズに関しましてどうなのか、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件に関しましてはずっと永遠のテーマということでございます。そういった中で、タクシー関係者の方にも聞いておりますけれども、タクシー会社にしますと、デマンドタクシーで結局やるのは私たちで、タクシー利用ということにほかならないということであります。そういった場合、タクシーが間に合うのかなと。もし本気になってデマンドタクシーというものを進めていくと、多分会社の経営というものも変わってくるのかなと、そういうイメージを持っておりますので、そういったようなことも相手があるという話も会議中に分かったので、そのあたりの調整というのは今後、必要になってくるだろうと。

そうでないと、タクシー券を出しても、あるいはデマンドタクシーとしても動くタクシーがないという実情もございますので、そのあたりは別な形で公共交通の在り方のすり合わせというのが必要になってくると思っておりますが、当面は、先ほど補佐が申し上げましたように、今の対応の中で何とか少しでも向上させることができないかということで今、様々なことが審議されておりますけれども、高校生の問題であったり様々な面からの需要がございますけれども、やはり増便ということがないと解決にはなかなか進まないという実感で、今はそういう実感を持っているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10 番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 足の確保、その時間帯によって、先ほどの答弁の中にも増便ということになれば、現実的にはなかなか、利用する人が増えればいいんですけども、そうじゃない限りは、今の待ち時間の関係もあります。雨、風、そして炎天下の中、体調を崩すのではないかとちょっと心配するところもあります。そういった点では一つの別な交通機関を考えていかなきゃいけないかなと思って質問したところであります。

そしてまた、福祉タクシーを利用したとき、福祉タクシーはなかなか料金的にはかなりのものもありますけれども、これは美里町でも福祉タクシーの利用助成券というのを事業としてやっておりますけれども、そんなにたくさんの方が利用しているようではないようです。財政的にはそれほど大きな、財政的なものはクリアできるのではないかなと思うんですけども、この点に関しましてちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 福祉タクシーの対象でございますが、身体障害者手帳を持ちの方、それから要介護認定を受けている方といった方が対象になっておりまして、当町ですと、約1,000人くらいの方が見込まれるところです。

安定的な事業を計画するには一度、1年だけというところはないと思いますので、何人の方がちょっと使われるか分からないというところでは少し導入は難しいところかなとは思いますが、先ほども町長申し上げましたとおり、財政面のことも念頭に入れながら検討してまいりたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で一般質問を終わります。



◎報告第2号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（涌谷町町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第2号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されたことに伴いまして、涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第2号、専決処分いたしました涌谷町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は1ページから9ページ、新旧対照表につきましては1ページから13ページまでになります。

本件は、令和7年度の税制改正として関連法令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、所得控除及び軽自動車税の種別割等に係る規定など、法改正に伴い一部改正を行うものでございます。

それでは、定例会6月会議資料で説明いたしますので、2ページをお開き願います。こちらの概要の資料につきましては、左から新旧対照表のページと条、見出し、改正内容を記載しているところでございます。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

ナンバー1の第18条、公示送達については、省令改正に合わせての改正になりますが、内容はインターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置く措置を示した改正になります。

関連として次の第18条の3、納税証明事項については、第18条、公示送達の改正に伴う規定の整備になります。

ナンバー3、第34条の2、所得控除については法律改正に合わせての改正になりますが、内容は特定親族特別

控除の創設により、19歳以上23歳未満の扶養親族を持つ扶養者は、扶養親族の合計所得が95万円までは45万円の控除が受けられ、95万円を超えても123万円までは段階的に低減する控除が受けられる制度を今回追加したものでございます。

関連として次の第36条の2第1項、町民税の申告については、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備になります。

次にナンバー5、第36条の2、第10項、町民税の申告については、マイナンバー法の法律改正に伴う項ずれの反映になります。

ナンバー6、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及びナンバー7、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等の申告書については、先ほど説明した特定親族特別控除の創設に伴い、申告書の提出義務規定の整備と記載事項について特定親族を追加したものになります。

ナンバー8、第63条の2については、マイナンバー法の法律改正に伴う項ずれの反映になります。

ナンバー9、第82条、種別割の税率については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の見直しになります。原動機付自転車のうち、2輪のもので総排気量が125cc以下、かつ最高出力4キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率が2,000円、50cc相当とされることを追加したものでございます。

ナンバー10、第89条、種別割の減免については、マイナンバー法の法律改正に伴う項ずれの反映と軽自動車税種別割の税率見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備になります。

ナンバー11、第90条、身体障害者等に対する種別割の減免については、道路交通法の改正に伴う改正になりますが、内容はマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備になります。

ナンバー12、第139条の3、特別土地保有税の減免及び第149条入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告については、マイナンバー法の法律改正に伴う項ずれの反映になります。

ナンバー14、附則第10条の2については法律改正に合わせての改正になりますが、固定資産税の特例規定の改正による項ずれの範囲になります。

ナンバー15、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、法律改正に合わせての新設になりますが、内容は、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設したことになります。また条例の項ずれによる改正になります。

ナンバー16、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例については、法律改正に合わせての新設になりますが、内容は、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、また、紙巻たばこの税負担差を解消するため、経過措置として課税方式の見直し規定を新設したことになります。

それでは、議案書7ページをお開き願います。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものですが、ただし書として次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものでございます。

また、公示送達及び各税に関する経過措置についても下記のとおり設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、地域経済牽引事業促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正が、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

内容としては、適用期限の延長でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第3号、専決処分いたしました涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は10ページから12ページ、新旧対照表は14ページになります。

本件は、地域経済牽引事業に係る法律の一部改正に伴うものでございます。

内容としては、適用期限を3年間延長するものでございます。

新旧対照表14ページをお開き願います。

第2条中、改正前の「令和7年3月31日」を、改正後「令和10年3月31日」に改めたものでございます。

議案書12ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をするものでございます。

主要内容といたしましては、課税限度額を引き上げる改正でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第4号、専決処分いたしました涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は13ページから15ページで、新旧対照表は15ページから16ページになります。

本件は、国民健康保険法の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴う一部改正になります。

それでは、定例会6月会議資料で説明いたしますので、4ページをお開き願いたいと思います。

内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げと低所得者に係る軽減判定所得の基準の見直しを行うものでございます。

ナンバー1の第2条等の改正内容になりますが、保険税の基礎課税額を65万円から66万円に改め、また、後期高齢者支援金に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、ナンバー2の第23条の改正内容になりますが、保険税軽減対象世帯の所得判定基準の見直しになり、5割軽減対象世帯の算定に用いる額については29万5,000円から30万5,000円に改め、また、2割軽減対象世帯の算定に用いる額については、54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

それでは、議案書15ページをお開き願います。

附則といたしまして、施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

また、適用区分として、この条例による改正後の涌谷町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。

◇

◎報告第5号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ696万6,000円を増額いたし、総額を87億6,236万2,000円にしたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金、地方交付税において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出におきましては、公共施設等総合管理基金の積立金を増額いたしましたほか、各種基金利子を積み立て、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費につきましてそれぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（森 太秀君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第10号））についてご説明いたします。

議案書は16ページ、予算書は報告第5号 令和6年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

この補正予算につきましては、町長の専決処分事項の指定に基づくものでございます。

内容につきましては、会計年度末における議決済みの町債の借入額の減額及びそれに伴う歳入歳出予算の補正、また会計年度末における地方交付税等の一般財源、国県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増

減に関し歳入歳出予算を補正するもので、本年３月31日付で専決処分をいたしましたので、報告いたしますのでございます。

議案書の朗読は省略させていただき、主な内容について説明させていただきます。

予算書５ページをお開きください。

第２表地方債補正でございます。

表に記載の５事業について事業費の確定により減額をしておるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございます。歳入につきましては、２款地方譲与税から23ページの17款県支出金までにつきましては、それぞれ確定に伴う増減となっております。

その中で、12、13ページ、８款ゴルフ場利用税交付金の減額につきましては、課税対象となる利用者の減によるものでございます。前年度に引き続き減額となっております。

14、15ページ。

12款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税が確定により減額となりましたが、特別交付税が交付されたことにより増額となっております。

14ページからの16款国庫支出金と15ページ、17款県支出金につきましては、各種交付金、補助事業負担金の実績金額の確定によるものでございます。

22、23ページをお開きください。

18款財産収入につきましては、各種基金の利子確定により増額となっております。歳出において積み立てております。

19款寄附金につきましては、ふるさと納税の増額によるものでございます。

20款繰入金につきましては、各種基金からの繰入額の確定によるものでございます。

24、25ページをお開きください。

22款諸収入につきましては、高齢者運転免許返納促進効果実証調査委託金の金額の確定などによる減額となっております。

23款町債につきましては、各種事業完了に伴う減額となっております。

28、29ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出において主なものについて説明させていただきます。

２款総務費につきましては、５目企画費においてふるさと涌谷創生基金積立金の確定により増額しております。専決処分後の基金残高は６億577万1,000円となるものです。残高は６億577万1,000円となるものになってございます。

次に、11目土地開発基金から30ページ、31ページ、13目減債基金につきましては利息分をそれぞれ積み立てるもので、専決処分後の残高は、土地開発基金が１億１万6,000円、財政調整基金につきましては15億4,159万2,000円、減債基金につきましては６億6,997万5,000円となるものでございます。

16目公共施設等総合管理基金費につきましては、１億8,000万円を積み立てまして専決処分後の残高は５億

4,200万円となるものでございます。

36ページ、37ページ、4款1項4目疾病予防対策事業費までは、事業費確定による増減となっております。

5目放射能汚染廃棄物対策費において汚染稲わら、牧草の処分に当たり、見込みより処分量が減ったことにより減額となったものでございます。

次に、38、39ページでございます。

6款2項1目林業振興費において森林環境整備基金へ歳入の森林環境譲与税分を積み立てるもので、専決処分後の残高は1,102万7,000円となるものでございます。

次の7款商工費から42、43ページ、10款5項1目社会教育総務費までは事業の確定によるものでございます。

3目文化財保護費でございます。44、45ページをお開きください。

ふるさと納税の使い道を歴史文化に使用してほしいという寄附者の意向があったものについて、歴史文化基金に積み立てたことによる増額となっております。専決処分後の残高は1,700万1,000円となるものでございます。

以上で報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時43分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。

◇

◎報告第6号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,194万2,000円を減額し、総額を21億3,176万7,000円にいたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、直営診療施設の保健事業等が国の特別調整交付金として認められたため、国保病院会計繰出金を増額したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） それでは、報告第6号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

こちらでも一般会計と同様に、3月31日付の専決処分の報告となります。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入になります。

4款県支出金2項1目1節①普通交付金9,553万円の減額につきましては、保険給付費の実績に基づく交付金の決定によるものです。なお、この普通交付金につきましては、保険給付費に係る葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付費の費用について、県の普通交付金として交付されるものでございますので、歳出の保険給付費と連動しているところでございます。

2節①保険者努力支援交付金73万2,000円の増額につきましては、医療費適正化事業等の取組について、交付金の確定により増額するものです。

②特別調整交付金1億4,366万5,000円の増額につきましては、国保病院等の事業及び各種保健事業に対する交付金の決定により増額するものです。

③県繰入交付金576万9,000円の増額につきましては、医療費適正化事業などの取組の評価に対して県から交付金として交付されるものです。

④特定健康診査等負担金9万円の増額につきましては、特定健康診査に要する費用の3分の2相当額について交付されるものであり、交付決定により増額するものです。

5款財産収入1項1目1節①財政調整基金利子19万1,000円の増額につきましては、基金利子の確定によるものです。

6款繰入金1項1目4節①出産育児一時金等繰入金110万6,000円の減額につきましては、歳出で計上しております出産育児一時金の実績に伴い減額するものでございます。なお、この繰入金につきましては、出産育児一時金に係る費用の3分の2を町負担として一般会計から繰り入れするものでございます。

2項基金繰入金1目1節①財政調整基金繰入金8,575万3,000円の減額につきましては、国県補助金の交付決定に伴い財源調整したものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出になります。

2款保険給付費1項療養諸費から5項移送費までのそれぞれの減額につきましては、給付実績により減額するものでございます。なお、こちらの保険給付費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、県の普通交付金として交付されるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

6項出産育児諸費1目細目1出産育児一時金18節④出産育児一時金250万円の減額につきましては、実績に基づき減額するものでございます。なお、令和6年度の実績につきましては7人分を交付しております。

3款国民健康保険事業納付金及び6款保健事業費につきましては、国県交付決定により財源調整を行ったものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

7 款基金積立金 1 項 1 目細目 1 財政調整基金積立金24節①財政調整基金積立金3,552万5,000円の増額につきましては、基金利子及び国県交付金の決定により財源調整し、基金に積み立てするものでございます。令和 6 年度末の基金残高につきましては 7 億7,342万円になります。

8 款諸支出金 2 項 1 目細目 1 直営診療施設勘定繰出金27節①国民健康保険病院事業会計繰出金2,949万9,000円の増額につきましては、国保病院事業に対して国の特別交付金が交付されたことに伴い、病院事業会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 1 時 5 2 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第 6 号は終了いたしました。

◎報告第 7 号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第 7、報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 6 年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第 7 号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,914万5,000円を減額し、総額を19億3,859万4,000円にいたしましたものでございます。

主要内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、国・県支出金等の確定に伴い財源調整について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） それでは、報告第 7 号 令和 6 年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

こちらも一般会計同様に、3 月31日付専決処分の報告になります。

予算書 6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入になります。

3 款国庫支出金 2 項 2 目 1 節介護予防日常生活支援総合事業分74万9,000円の減額及び 2 節その他地域支援事

業分92万3,000円の増額につきましては、国の交付金の決定によるものでございます。

4 款県支出金 2 項 1 目 1 節介護予防日常生活支援総合事業分82万1,000円の減額及び2 節その他地域支援事業分46万3,000円の増額につきましては、県の交付金の決定によるものでございます。

6 款財産収入 1 項 2 目 1 節①介護保険給付基金利子5,000円の増額につきましては、積立金の利子でございます。

7 款繰入金 1 項 2 目 1 節①介護予防日常生活支援総合事業費繰入金82万6,000円の減額及び②その他地域支援事業費繰入金127万3,000円の増額につきましては、国県の交付決定に伴い、財源調整を行ったものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

2 項 1 目 1 節①介護保険給付基金繰入金1,941万3,000円の減額につきましては、国県支出金の決定に伴う財源調整を行ったものです。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出になります。

4 款基金積立金 1 項 1 目細目 1 介護保険給付基金積立金24節①介護保険給付基金積立金1,914万5,000円の減額につきましては、国県の交付決定に伴い財源調整を行ったものです。専決後の基金残高につきましては、2 億9,004万1,000円となります。

5 款地域支援事業費につきましては、国県の交付決定に伴い一般財源との財源調整を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 5 6 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。

◇

◎報告第8号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第8、報告第8号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第8号につきまして申し上げます。

本件は、デジタル田園都市国家構想交付金の額が確定に伴い、収益的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） ただいま説明省略の声がございましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。

休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎報告第9号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第9、報告第9号 専決処分の報告について（令和6年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、収益的収入におきまして補助金の額の確定に伴い、増額補正をいたしましたものでございます。

資本的収入におきましては、医療画像情報管理システムの更新に対して国保特別調整交付金の交付が決定したことから、財源を企業債から補助金に変更いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲） それでは、報告第9号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号））について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、ただいま町長からもありましたように、国保直営診療施設としての保健事業等に対する国保特別調整交付金が令和7年3月に交付決定を受けたほか、各補助金の確定及び医療画像情報処理システム更新に伴う財源の組替えなど専決処分できる指定の範囲について補正したものでございます。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入の医業外収益を35万4,000円増額したものです。

第3条におきましては、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,797万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86万1,000円、当年度分損益勘定留保資金3,936万8,000円、過年度分損益勘定留保資金774万8,000円で補填するものとするに改め、資本的収入3項企業債を3,100万円減額、8項他会計補助金に2,952万4,000円を追加、合わせまして147万6,000円の減額とし、資本的支出の1項建設改良費を4万3,000円減額したものでございます。

2ページをお願いします。

第4条におきましては、予算第6条に定めた企業債の限度額について、既決予定額から医療機器整備事業について3,100万円を減額したものでございます。

第5条におきまして、予算第10条中、9,125万6,000円を1億2,075万5,000円に改めるものでございます。これは他会計からの補助金として国保特別会計から病院事業会計へ繰り入れる金額でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

収益的収入の補正です。

収入、1款2項2目1節他会計補助金2万5,000円の減額は、国保会計から交付された特別調整交付金の交付決定による減額でございます。

2節補助金37万9,000円の増額は、確定に伴う増減によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正ですが、収入につきましては、医療画像情報処理情報管理システム更新について企業債での更新を予定しておりましたが、国保特別調整交付金の交付が決定いたしましたので、企業債と他会計補助金の組替えを行ったもので、3款3項1目1節企業債収入について企業債対象外としたものも含め3,100万円を減額し、8項1目1節他会計補助金に2,952万4,000円を増額したものです。

支出について、4款1項3目1節資産購入費4万2,000円の減額は、医療機器等の購入額確定に伴うもので、5目1節その他建設改良費1,000円の減額は、工事確定に伴うものでございます。

議会資料の5ページに概要を載せておりましたので、後ほど参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。



◎報告第10号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第10、報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度涌谷町一般会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいております非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業外4事業の繰越明許費総額1億7,689万3,000円を令和7年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長補佐から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（森 太秀君） それでは、報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書は26ページになります。

令和6年度涌谷町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月18日提出、涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にもございましたとおり、議案書の27ページになりますが、報告第10号別紙、令和6年度涌谷町繰越明許費繰越計算書のとおり、5事業につきまして、令和7年度へ総額1億7,689万3,000円を繰り越しいたすものでございます。

財源につきましては、既収入特定財源はございませんが、未収入特定財源といたしまして国・県支出金が6,951万円、地方債1億130万円、一般財源608万3,000円となっております。

以上で報告第10項の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。

◇

◎報告第 11 号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第11、報告第11号 繰越計算書について（令和6年度涌谷町下水道事業会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和6年度涌谷町下水道事業会計予算第4条資本的収入及び支出において、涌谷浄化センター改築更新事業及び箕岳中央地区農業集落排水事業に係る予算を繰り越しましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 雅裕君） それでは、報告第11号 繰越計算書について説明申し上げます。

議案書28ページ、29ページをご覧いただきたいと思います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました本件につきましては、29ページに記載してあります二つの事業について、総額3,330万円を令和7年度に繰り越しましたので報告するものでございます。

まず、涌谷浄化センター改築更新事業でございますが、当初予算に計上の令和6年度涌谷浄化センター水処理コントロールシステム設備（1系）更新工事に係るものでございます。繰越額は2,630万円、財源内訳といたしまして、国庫補助金1,290万円、企業債同じく1,290万円、損益勘定留保資金50万円となっております。

事業の進捗でございますが、涌谷浄化センター水処理コントロールシステム設備（1系）更新工事につきましては、現在施工中となっております事業完成は本年度中を見込むものでございます。

次に、箕岳中央地区農業集落排水事業につきましては、当初予算計上の箕岳中央地区箕岳1マンホールポンプ操作盤移設工事（その2）に係るものでございます。繰越額は700万円で、財源といたしましては全て損益勘定留保資金を充てております。

なお、本事業につきましては、工事はおおむね完了しております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第11号は終了いたしました。

◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第50号 涌谷町交通安全条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年11月の道路交通法改正により、自転車運転中の飲酒運転、ながら運転等の罰則が強化されたことに伴い、涌谷町交通安全条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 議案第50号 涌谷町交通安全条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書が30ページ、新旧対照表は17ページをお開き願います。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、本改正につきましては、道路交通法の改正に伴い、関連して制定しております条例の改正を行おうとするものでございます。

それでは新旧対照表でご説明いたします。

まず、第5条でございますが、こちらはシートベルト及びヘルメットの着用の徹底を図るための広報啓発活動について規定をしております。今回見出しをシートベルト等着用の徹底に改め、条文中、「シートベルト」の次に「チャイルドシート」を加えるものでございます。

次の第6条でございますが、こちらはながら運転の根絶のための広報啓発活動につきまして規定しておりますが、今回見出しを携帯電話等の使用禁止に改め、条文を、町長は、車両の運転中における携帯電話等の通話画面の操作及び中止の根絶を図るため、警察署及び関係団体等と連携し、広報啓発活動の推進に努めなければならないに改めようとするものでございます。

議案書30ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 涌谷町交通安全条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 涌谷町交通安全条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第13、議案第51号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町立幼稚園等4園を令和8年4月1日にさくらんぼこども園に統合し、町立幼稚園3園を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 議案第51号 町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書31ページ、新旧対照表18ページをお開き願います。

本案は、町立幼稚園3園が令和7年度末をもって閉園し、令和8年度からさくらんぼこども園1園に統合するに当たり、町立学校設置条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、新旧対照表にて説明いたしますので新旧対照表18ページをご覧ください。

第2条中、改正前、「中学校及び幼稚園」とあるのを、改正後、「及び中学校」とし、改正前5条にあります三つの幼稚園の名称及び位置を削除しようとするものでございます。

議案書31ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第14、議案第52号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、老健施設の涌谷町居宅支援事業所の事業内容に、要支援者に対する介護予防支援事業を追加するものでございます。

以前は、地域包括支援センターからの委託により、介護予防支援事業を実施し介護予防ケアプランの作成等をしておりましたが、介護保険法が改正され、地域包括支援センターを通さずに直接利用者と契約し介護予防ケアプランを作成することが可能となったことから、事業内容に要支援者に対する介護予防支援事業を追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 議案第52号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は32ページでございます。

新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の19ページをご覧ください。

今回の改正内容についてですが、介護保険法改正に伴い、居宅介護支援事業者も町からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。このことから、涌谷町老人保健施設の居宅介護支援事業所の事業内容に要支援者に対する介護予防支援を加え、介護予防支援の実施を可能とするため、条例改正するものでございます。

新旧対照表の19ページ、第2条第5項第1号のイにおきまして「等」を削り、「居宅介護支援事業」の次に、「及び要支援者に対する介護予防支援事業」を加えるものです。

議案書32ページをご覧ください。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するとするものです。

令和4年4月1日から涌谷町の指定を受けておりまして4月1日から適用できる体制となっておりました。改正が遅れましたことをおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

実際の利用者様に対しては、不利益とはなっておりませんことを申し添えておきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第15、議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は町立の小・中学校で使用する学習用タブレット端末、926台を購入するものでございます。

令和7年5月28日にGIGAスクール推進協議会において落札業者が決定し、みやぎGIGAスクール共同事業体と6,193万880円で仮契約を締結したところでございます。その物品購入につきまして契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） それでは、議案第53号 財産の取得について説明いたします。

議案書33ページ、資料6ページをお開き願います。

議案の朗読を省略し、資料にて説明いたします。

1、タブレット端末本体の主要仕様でございます。1.機種はApple iPad Wi-Fiモデルとなります。2.性能から6.その他までは本体及び附属品に関する内容となっております。附属品といたしましてキーボード付カバー、タッチペンなどがつく予定でございます。7.数量です。学習者用と予備機の計869台、

指導者用57台と合わせ合計926台を購入する予定としております。

2、補助金の概要でございます。1. 補助金名称は公立学校情報機器等整備事業。2. 実施者は都道府県または市町村。3. 対象者は公立学校、中学校などの義務教育学校。4. 対象経費は、学習者用コンピューター整備または更新に要する経費。5. 補助基準額は1台当たり5万5,000円が上限となります。6. 補助率は国が3分の2、実施者が3分の1となります。7. 補助要件といたしまして、都道府県及び市町村は共同調達会議を設置する際に、当該会議に参加すること。都道府県及び市町村が本事業により学習者用コンピューターの整備事業または更新を行うに当たっては、共同調達会議が取りまとめる共同調達によりこれらを行うこと。実施者は、児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能を備えることとなっております。

3、取得方法でございます。宮城県では、県内全市町村が参加するみやぎGIGAスクール推進協議会を共同調達会議とし、作業部会において共通のスケジュール、範囲、仕様等の策定を行い、宮城県で入札公告し、落札決定した業者と市町村が随意契約を結ぶこととなります。

今回、宮城県が5月28日に随意契約を締結したことから、涌谷町におきましても、6月9日に随意契約にて仮契約を締結しております。

4、取得の相手方でございます。5つの企業体による共同企業体となりまして、仙台市宮城野区榴岡1-6-11、テクノ・マインド株式会社が代表者となり、その他の構成員といたしまして、仙台市宮城野区榴岡2丁目4-22、仙台東口ビル株式会社内田洋行ITソリューションズ地域事業本部東北支店、仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号、コセキ株式会社、仙台市青葉区五橋1丁目1番23号、仙台フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社宮城支社の計5社となります。失礼いたしました。もう1社ですね。仙台市宮城野区名掛丁205-1、広瀬通SEビル9階、株式会社大塚商会仙台支店、以上の5社となります。仮契約の金額は、6,193万880円となります。

5、参考といたしまして、今回の共同調達に参加した自治体名と落札金額、数量を載せておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、本案可決後、本契約となる予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 今回端末の更新ということで事前の委員会の中でもお話をお聞きしておりましたが、1点確認がございます。

今回共同での調達ということになるかと思うんですけれども、こちら参考資料を見ますと、購入をする自治体とリースをする自治体というすみ分けがなされてるかと思いますが、涌谷町が購入に至り、リースはやめたところの経緯の説明をお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） それでは、リースとしなかった理由ということでご説明をいたしたいと思います。

購入とリースの両者にはそれぞれメリットとデメリットが存在すると考えております。

まず、購入のメリットといたしまして、長期的にコスト面が抑えられる可能性、また、一定期間後には資産と

して残るため、その後の使用料、リース料が不用となりまして、結果的に経済的負担を軽減できるということが考えられます。また、一度購入いたしますと、自分たちの管理下で自由にカスタマイズ、修理、補修等を行うことも可能と考えております。

また、リースのメリットについて申し上げますと、初期費用を抑えることができるということになってまいります。月額または年額のリース料によって導入できるため、予算計画等が立てやすくなるかなということが挙げられます。

しかしながら、リース契約に継続的な支払い義務が生じ、その総額は長期的には購入よりも高額になるケースもございます。また、契約条件によっては、途中解約端末の返却時に追加費用が発生する場合も考えられ、その点についても十分な検討が必要かと考えております。

以上のことを踏まえまして、涌谷町では総合的に考慮した結果、長期的視点から経済的負担等を重視いたしまして、購入方式ということを採用することが最適であると判断いたしました次第でございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） 中長期的な考えということで非常によろしいかと思います。

1 点、また確認という形になってしまうんですけれども、こちら今回の端末においては、おおよそどれぐらいの使用期間を見込んでいるのかということと、あとその間、どうしてもお子さんたちが使うものですので、今使っている端末もそうだと思うんですけれども、保守管理という部分で、例えば附属品であったり消耗品に該当するようなものの劣化によって子供さんが壊してしまったりとか、端末自体を落として画面が割れてしまったりであるとか、そういったときの保守管理というところまでどのように今回契約なされているのかということをお聞かせ願います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） お答えいたします。

まず、今回購入する iPad ですが、iPad 自体、タブレット自体の更新の期限がおおよそ 5 年間というところになりまして、これは国の推奨している機関がこの GIGA スクール構想なんですけれども、それと合わせてまた 5 年後には新しいタブレット端末の購入をせねばいけない、購入もしくはリースをしなければいけないかなというふうに考えております。

また、現在もタブレットを使用した学習はしておりまして、やはり子供さんですから破損ですとか、使えない状況になった端末もございます。都度、学校側から教育委員会のほうに報告、連絡をいただきまして、新しいものと交換して学校の授業に差し障りのないようということに対応しておりますが、今回の契約も同じように皆さんにはご迷惑をおかけしないというような形で契約をしようと思っております。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） およそ 5 年の使用期間ということでございますが、お聞きしたいのが 1 点、またございます。購入に至ってその後、資産という形になると思いますけれども、5 年後、その資産の処分に関して今のところの状態で構いませんので、どういうふうに処分する予定かということ、お金に変えるのか、それとも別の用途で使うつもりなのかということをお決まりでしたらお聞かせ願います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） お答えいたします。

現在使用しているタブレットは、令和8年3月末まで皆さん、春休みの宿題等に使う可能性がございます。実際に回収するのは4月以降ではないかというふうに考えておりますが、その回収時期につきましては学校サイドといろいろと協議しながら手続のほうは進めてまいるつもりでおります。

また、その後の活用についてですけれども、どのように使ったらいいかということは、各課に照会をかけまして、実際にこのIT化、DX推進室もございますので、できるだけ有効活用できるような形で皆様に財産ですので還元できるような形で使用していただけたらいいなというふうに考えておりますが、実際にどこに何台というような詳細なことはまだ決まっておりませんので、決まりましたら、また、何らかの形でご説明できればと考えております。

○議長（大泉 治君） 私の聞き間違いなのかもしれないけれども、今度購入するタブレットの終わったときの話じゃないですかね、今のじゃなくて。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 失礼いたしました。

新しいタブレットも5年後にはまた新たなものをということになります。そちらにつきましてはまだ決定はしておりません。今後、また協議してまいりたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 関連になりますけれども、ちょっとお伺いします。

これは貸与ということで子供たちに貸すということになると思うのですが、貸すときの条件というか、この注意事項とか、親にはどういう説明をするのかとか、壊れた場合にはこうだとか、先ほども言っておりましたけれども、その辺の教育委員会として親とか先生方への指導というか、このタブレットを与えることによる説明というものはどういうふうにしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） まず、貸与する前には学校を通じまして同意書といいますか、保護者の方に同意書の提出を求めまして対処はしております。

また、その中には丁寧に使うことですか、破棄破損した場合に必ずきちんと報告をすることといった条文は、すいません、今手元にないです。そのままだ読み上げすることはできないんですけれども、そういった諸注意はちゃんと記載したもので同意をいただいてから貸与する形にしております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 分かりました、貸与ということで。そうすると、とにかく授業でも使う、自宅学習でも使うということになると思いますから、日常的に通学途中に持って歩くということですね。そういうことであれば、いろいろと落としたりとかいろんなことが想定されるわけですよ。だから、その辺についても、やっぱりタブレット端末を入れる、極端に言ったら通園バッグみたいなのか、そういうのもついているのかどうか分からないですけれども、そういうふうな安全面も、やっぱり町のほうとして常に壊されないようなことも考えていかなきゃないと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） ありがとうございます。そうですね、私たちが想像もでき

ないことが起こる可能性はございますが、実際にタブレットにはカバーをつけましてそれを大事に使うようにというふうには現在も指導しておるところでございます。あくまでも貸与ということになりますので、すぐにちょっとぶつけた、落としたぐらいで壊れるようなものではなく、しっかりとしたカバーをつけてお渡しするように今回も考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 課長の説明で十分に理解できたわけですが、要は6,000万円という金の中で、涌谷町の皆さんが納めていただいた税金の中から3分の1を払うわけでございますので、やっぱり大事に使っていただきたいということと、今の子供さんは幸せだなというふうな気持ちもあります。だから、今の時代の波に沿った事業だと思いますのでそれは大歓迎であるんですが、やっぱり物の大切さも一緒になって教えていただければありがたいのかなというふうに思いますので、その辺は配慮していただいて配っていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大泉 治君） ほかに。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。全然関係ないのですが、今回はAppleということで、IOSなんですけれどもWindowsとかも考えの中にはなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 今回の契約なんですけれども、宮城県の共同調達ということになっておりまして、この選定機種からいろいろな付属品につきまして全て同一規格、同一機種をということになっております。宮城県のほうで推奨しているのがこのAppleというふうに聞いておりますので、今回はこの機種を選ばれたというふうに聞いております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 最初の、iPadだと入門というか、楽しみながら入っていけるとは思うんですが、将来的に社会に出たときはWindowsでofficeとか、そういうのを使う機会が増えるのでそちらの検討もあったのかなあと、お聞きした次第でございます。今回このような契約だったらいらないかと理解したところでございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第53号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第16、議案第54号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第54号の提案理由を申し上げます。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、原子力災害時における避難退域時検査場所等円滑化対策により、令和6年度に工事完了した町道1路線を認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） それでは、議案第54号 町道の路線認定についてをご説明いたします。

議案書は34ページ、定例会6月会議資料は7ページをお開き願います。

ただいま町長から提案理由の説明を申し上げましたが、道路法第8条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

認定する路線につきましては、会議資料7ページでご説明いたします。

新たに認定いたそうとする路線は、令和7年3月まで施工しておりました原子力災害時における避難退域時検査場所等円滑化対策工事において整備いたしました涌谷公民館北側の道路になります。路線番号264番、町道名を下道3号線とするものでございます。

議案書34ページにお戻り願います。

認定路線の起点、終点、延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 町道の路線認定については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時53分